

寄付月間 リードパートナー及び賛同パートナー Q&A

Q1. どのような人が、リードパートナー及び賛同パートナーに申し込めますか。

A1. 寄付月間の趣旨に賛同している方であれば、どなたでもお申込みいただけます。法人等の団体と個人とで申請方法等が異なりますので、ご注意ください。

Q2. 法人格のない団体も申し込むことはできますか。

A2. 法人格の有無は問いませんので、学校のクラス・サークル団体等の任意団体の皆様も、申請することが可能です。NPO 法人、一般社団・財団法人の他、企業、地方公共団体、学校、オーケストラなど、397 の様々な団体に賛同パートナーとなっていただきました。

Q3. 法人等の団体のリードパートナーと賛同パートナーとの違いを教えてください。

A3. どちらも、一緒に寄付月間を盛り上げていただくという点において役割は同じで、双方ともにホームページへの団体名（テキストもしくはロゴマーク）を掲載することが可能ですが、リードパートナーの場合は、申請時に、推進委員会へ一口（10万円）以上のご寄付が必要となります。賛同パートナーは、申請に伴う費用はありません。尚、ホームページや報告書などへの掲載時にはリードパートナーの方を掲載位置、サイズ等において、優先的に掲載させていただきます。

Q4. リードパートナーになるための寄付は、何に使われますか。

A4. 寄付月間は、寄付の仲介は行わず、かつ運営も有志によるものですが、ウェブサイトの作成などの広報費用や主催イベント開催のための会場費用などが発生いたします。いただいたご寄付は、寄付月間推進委員会が実施する主催イベントや普及啓発活動等のための費用として使用し、集まったご寄付の合計額を含めた活動の収支については、寄付月間ホームページでの公表を予定しています。

Q5. 申請しても、承認されないことがあるのですか。

A5. 団体等の法人からの申請の承認に際しては、次の点を踏まえて検討します。

①寄付月間の趣旨に賛同していること

→「リードパートナー／賛同パートナー法人 募集要項」を必ずお読みいただき、申請書にあるチェックボックスに、チェックを入れて、表明を行ってください。

②寄付や社会貢献活動について、一定の実績があると認められること

③団体の活動や事業の内容の報告に努めていること

→②、③については、公表しているウェブサイトのURLを申請書にご記載ください。

④寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること。

→寄付募集を実施している団体は、寄付先やサービスに係る手数料等を公表しているウェブサイトのURLを申請書にご記載ください。

⑤反社会的勢力とのかかわりがないこと

⑥公序良俗に反する活動を行っていないこと

→⑤、⑥については、申請書にあるチェックボックスに、チェックを入れて、表明を行ってください。

寄付月間は、寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への報告内容を改善するきっかけとなり、そして多くの人々が寄付の大切さと役割について考えることや、寄付に関心をよせ、行動をするきっかけともなる月間です。そのため、寄付者や寄付をしたいと考える方が、いつでも事業及び収支等の報告を確認できる状況であることが、寄付に関する信頼を高めると考えており、ウェブ上にて公開されているか確認させていただいています。前回の募集時は、事業や収支等の報告がインターネット上に公表されていなかったために、承認を見送らせていただいたことがありました。上記項目を今一度ご確認ください。

Q6. 個人のリードパートナーと賛同パートナーとの違いを教えてください。

A6. どちらも、一緒に寄付月間を盛り上げていただくという点において役割は同じですが、リードパートナーは、指定のサイト（JAPAN GIVING）を通じて、10万円、5万円、1万円、5千円から選択し、ご寄付頂いた方となります。寄付を行う回数に制限はありませんが、1千円、または任意の金額での寄付は、リードパートナーの対象とはなりません。リードパートナーは寄付月間ホームページへのお名前（任意）が掲載されます。また、賛同パートナーは募集要項に同意し、メールマガジンに登録した方となり、申請に伴う費用はありません。